

人権問題に関する市民意識調査事業に係る業務委託仕様書

1 件名

人権問題に関する市民意識調査業務

2 目的

人権が生活の中で文化として根付き、そして市民が主体となって「共に幸せを生きる」まちづくりを進めるために、本市ではこれまで第4次福知山市人権施策推進計画に基づき、さまざまな人権施策に取り組んできた。

今回、市民の意識の変化や動向を調査することで、それらの事業の効果を測り、今後の人権教育・啓発の展開に反映させるとともに、第4次福知山市人権施策推進計画の点検・見直しを行うにあたっての基礎資料とするため本事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 調査の概要

事業名	人権問題に関する市民意識調査
調査対象	満18歳以上の福知山市民3,200人(男女各1,600人)
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	[配布方法] 郵送による配布 [回収方法] 郵送及びインターネット
目標回収率	50%
調査実施時期	令和8年8月20日から令和8年9月24日(予定)
調査項目	人権問題に関する認識、個別の人権問題についての理解度など(本市から提供)

5 実施方法

一般競争入札による業務委託

6 業務委託内容(以下「業務」という。)

(1) 調査票等の印刷

- ① 調査依頼状(A4サイズ1頁、1色刷り)
- ② 調査票(A4サイズ20頁程度の中綴じ、1色刷り)
- ③ 送付用封筒角2号(送付用封筒イメージ図)の作成

④返信用封筒長3号(返信用封筒イメージ図)の作成を行い、返信先は福知山市人権推進室宛とする。

(2) 調査票の封入及び回収

- ①調査票及び返信用封筒の封入、封緘及び宛名シールの貼付(対象者の宛名を印字したシールは市が別途提供する)
- ②調査票及び返信用封筒の封入、封緘及び宛名シールの貼付が終了後、福知山市人権推進室へ納品を行う。
- ③調査票の回収及び点検は、委託先が行う。(郵便局の承認番号の取得など料金受取人払いに係る事務は市が行う。)

(3) 調査票の集計

令和4年度意識調査同等、年代、属性別に集計を行う。(令和4年度意識調査結果URL <https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/6/59458.html>)

- ① 回収した調査票を入力、単純・クロス集計し、集計表及びグラフを作成
- ② アンケートの回答は、本市が指定する自治体向けアンケートフォーム(株)トラストバンク社提供(Logoフォーム)に全件入力し、決まった書式でデータ整理すること。
その際に、自由記述欄及び余白等へのメモも判別できる限り入力すること。
なお、メモについては、選択肢及び内容が判別できる範囲とする。

(4) 調査結果報告書の作成

- ①上記の(3)を踏まえ、調査の概要集計に、表・グラフを設問毎にレイアウト、編集すること。
- ②数回の校正を実施すること。
- ③報告書1部及びデータを提出すること。

上記(3)～(4)に関しては、人権推進室職員と十分協議を行い(対面又はオンラインでの協議を2回以上行うことを含む)両者でまとめや総括を行った上で、報告書の作成すること。
また、本市に提供したデータの著作権は福知山市に帰属する。

7 業務に必要な届出書類

業務着手時に、以下の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書及び行程表

8 業務履行の確認

業務完了時に、以下の書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。

なお、業務完了前に発注者は、業務の進捗状況を確認、指示等ができるものとする。

- (1) 業務完了届
- (2) 納品書

(3) 提出すべき成果品

- ①入力データ集計前の入力データ(生データ、エクセル形式) 1ファイル
 - ②集計表(紙)単純集計表及びクロス集計表各2部
 - ③集計及びグラフデータ(エクセル形式)一式(設問項目毎に1シート) 各1ファイル
 - ④調査結果報告書データ(ワード形式)一式1ファイル
 - ⑤自由意見集約データ。内容を分類すること(エクセル形式) 1ファイル
- ※すべてのファイルはCD-ROMに収録すること。

(4) 回収したアンケート用紙

9 業務スケジュール(予定)

(1) 契約締結日から令和8年8月20日まで

- ①調査票等の印刷・封入
- ②宛名シールの貼付(宛名シールは市が準備)
- ③調査票の発送(発送日令和8年8月20日、締切日令和8年9月24日)

(2) 令和8年8月20日から令和8年9月24日まで

- ①調査票の回収(返信先は福知山市人権推進室宛)

(3) 令和8年8月20日から令和9年3月31日まで

- ①データの入力・集計
- ②入力データ、集計表、集計データ等を納品
- ③調査結果報告書案の納品(納品期限令和8年11月13日)
- ④校正・修正対応
- ⑤調査報告書最終版の提出(納品期限令和9年3月31日)

※11月提出分は最終成果品ではなく、委託者確認用の調査報告書案とする。

※なお、回収率による作業量等により協議のうえ業務スケジュールを変更する場合がある。

10 準拠する法令等

業務は本仕様書による他、以下に掲げる法令及び規定等を遵守して実施するものとする。

- ①地方自治法及び同法施行令
- ②個人情報保護法及び同法施行令
- ③行政機関個人情報保護法及び同法施行令
- ④福知山市個人情報保護法施行条例
- ⑤その他関係法令

11 その他

- (1) 業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

ない。

- (2)受注者は業務実施に当たり、調査対象者への直接の接触を禁止する。
- (3)受注者は、業務(調査票の作成、集計方法など)について、市と十分に協議・検討を行うこと。
- (4)業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方協議の上、定めるものとする。
- (5)受注者は、業務について、迅速な対応ができるよう体制を整備すること。